塩谷町告示第81号

塩谷町健康診査等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和6年4月25日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町健康診査等に関する要綱の一部を改正する告示

令和6年4月25日 告示第19号

塩谷町健康診査等に関する要綱(平成29年塩谷町告示第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表(第2条、第3条、第4条関係)				Ī	別表(第2条、第3条、第4条関係)					
根拠法令等	健康診査等の内 容	受診対象者	実施	一部負担金		根拠法令等	健康診査等の内 容	受診対象者	実施	一部負担金
	若年基本健康診 查	19歳から39歳 までの者	集団	無料			若年基本健康診 查	19歳から39歳 までの者	集団	無料
康増進法の規 定によらず、町 が実施する健	特定健康診査又 は特定健康診査 に準ずる健康診 査に係る追加検 査	40歳以上の者	集団	無料		康増進法の規 定によらず、町 が実施する健	特定健康診査又 は特定健康診査 に準ずる健康診 査に係る追加検 査	40歳以上の者	集団	無料
健康増進法(平	胃がん検診	30歳以上の者 40歳・45歳・5		500円 500円		健康増進法(平	胃がん検診	30歳以上の者 40歳・45歳・5		500円 500円
03号)第19条の 2及び感染症の		0歳・55歳・60 歳・65歳・70				03号)第19条の 2及び感染症の		0歳・55歳・60 歳・65歳・70		

予防及び感染		歳の者		
症の患者に対	大腸がん検診	30歳以上の者	集団	500円
する医療に関	肺がん検診及び	40歳以上の者	集団・個別と	無料
する法律(平成	結核定期健診	(結核定期健	t	
10年法律第114		診は65歳以上		
号)第53条の2		の者)		
の規定により	前立腺がん検診	50歳以上の男	集団	500円
実施する健康		性		
診査等	肝炎ウイルス検	40歳・41歳・4	集団	無料
	診	6歳・51歳・56		
		歳・61歳・66		
		歳・71歳で過		
		去に検査を受		
		けていない者		
	子宮がん検診	20歳以上の女	集団・個別と	500円
		性	t	
	乳がん検診	30歳以上の女	集団	500円
		性		
	骨粗しょう症検	20歳・25歳・3	集団	500円
	診	0歳・35歳・40		
		歳・45歳・50		
		歳・55歳・60		
		歳・65歳・70		

ll	1	1.	İ		I
予防及び感染		歳の過去に検			
症の患者に対		査を受診して			
する医療に関		<u>いない</u> 者			
する法律(平成	大腸がん検診	30歳以上の者	集団	5	00円
10年法律第114	肺がん検診及び	40歳以上の者	集団・個別と	無料	
号)第53条の2	結核定期健診	(結核定期健	t		
の規定により		診は65歳以上			
実施する健康		の者)			
診査等	前立腺がん検診	50歳以上の男	集団	5	00円
		性			
	肝炎ウイルス検	40歳 <u>以上</u>	集団	無料	
	診				
		で			
		過去に検査を			
		受けていない			
		者			
	子宮 <u>頸部</u> がん検	20歳以上の女	集団・個別と	5	00円
	診	性	ŧ		
	子宮頸部がん及	20歳以上であ	<u>個別</u>	1, 0	00円
	び体部がん検診	り、医師が認			
		<u>めた者</u>			
	乳がん検診	30歳以上の女	集団	5	00円

歳の女性	

	性		
骨粗しょう症検	20歳・25歳・3	集団	500円
診	0歳・35歳・40		
	歳・45歳・50		
	歳・55歳・60		
	歳・65歳・70		
	歳 <u>・75歳</u> の女		
	性		
歯周疾患検診	20歳から74歳	<u>個別</u>	<u>無料</u>
	までの者		

備考

- 1 「集団」とは、公民館等の会場で、集団的に受診する健康診査等をいう。
- 2 「個別」とは、指定医療機関において個別的に直接受診する健康 診査等をいう。
- 3 年齢は、健康診査等を受診する日の属する年度末における年齢とする。
- 4 70歳以上は無料とする。

備考

- 1 「集団」とは、公民館等の会場で、集団的に受診する健康診査等をいう。
- 2 「個別」とは、指定医療機関において個別的に直接受診する健康 診査等をいう。
- 3 年齢は、健康診査等を受診する日の属する年度末における年齢とする。
- 4 70歳以上は無料とする。

附則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。